

おくやみ窓口のご案内

窓口設置場所：山形市役所1階 市民課4番窓口(P12参照)

予約受付時間：午前9時～午後5時〔月～金曜日(祝日を除く)〕

電話番号：023-641-1212(内線 405・931)

・おくやみ窓口とは、死亡後の市役所庁舎内の手続きについて、ハンドブックやホームページに掲載の情報のみでは手続きに不安があるご遺族の方を対象に、原則ワンストップでサポートする窓口です。
※おくやみ窓口を利用せず、ご自身で各課窓口を回ってお手続きいただくことも可能です。

・おくやみ窓口は事前予約制です。希望日の5営業日前までに電話又は直接窓口でご予約ください。
※電話でのご予約時には「おくやみ窓口予約申込書」(P2)掲載の各情報を聞き取りさせていただきます。
直接窓口でご予約の際は、あらかじめ申込書記入の上、ご来庁されるとスムーズにご予約いただけます。
※先着順でのご予約となります。ご希望日時に添えない場合がございますのでご了承ください。

①午前9時15分～ ②午前10時45分～ ③午後1時30分～ ④午後3時～

【手続きの際に持参いただく主な必要書類(例)】

●ご遺族のもの

- 来庁する方の本人確認書類
 - ・マイナンバーカード、運転免許証、パスポート 等
 - ※上記のような写真付きの身分証がない場合は、健康保険被保険者証、年金手帳、年金証書 等で2点確認させていただきます。
- 通帳(相続人代表者、喪主の方 等)
- 印鑑(朱肉・認印可)
- 喪主の方と亡くなられた方氏名記載の葬祭書類(会葬礼状 等)
- ※委任状が必要になる場合は、P3「委任状(おくやみ窓口用)」をご利用ください。

●亡くなられた方のもので、次の書類のうちお持ちのもの

- 印鑑登録手帳又はカード
- 基礎年金番号がわかるもの(年金手帳、年金証書 等)
- 国民健康保険被保険者証
- 後期高齢者医療被保険者証、限度額適用認定証 等(交付を受けている方のみ)
- 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証
- 各種障がい者手帳、重度心身障がい(児)者医療証 等

上記以外の手続きに必要な持ち物や手続きの詳細につきましては、窓口予約日の3営業日前～前日までにおくやみコンシェルジュからご連絡差し上げます。ご不明な点などは、その際にお問い合わせください。

必要なお持ち物が当日まで揃えられない場合や、お手続きの種類によっては、当日での手続きが完了しない場合があります。あらかじめご了承ください。

※個人情報の取り扱いについて

- 正確な事務手続きを行うため、予約が完了した時点で、次の事項全てに同意いただいたものとして手続きを進めさせていただきます。
- ・担当職員は、住民基本台帳などの対象者に関する情報を閲覧します。
- ・聞き取りさせていただいた内容等は事前準備のために関係各課に情報提供をします。

※山形市公式ホームページにおくやみ窓口の詳細を掲載しておりますのでご確認ください。